

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年九月十三日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年一月七日山梨県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

山梨県大月市猿橋町猿橋二五〇番地

学校法人猿橋幼稚園
清算人 仁科 義民

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年十二月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

岐阜県加茂郡白川町広野三二六番地

農事組合法人広野白川茶生産組合
清算人 安江 利朗

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月十九日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪府和泉市府中町三丁目五番一四号

医療法人カワイ歯科
清算人 河合 博

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年九月三十日開催の社員総会の決議並びに島根県知事の認可により、令和八年一月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

島根県邑智郡邑南町市木七一八番地四

医療法人社団上田医院
清算人 上田 敏明

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年一月二十日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

静岡県焼津市本町二丁目一六番三二号

焼津市南部土地区画整理組合
清算人代表 小長谷久彌

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年十二月三十一日を以て解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月三十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

山口県周南市大字大向一三四七番地の一

農事組合法人みらい向の里
清算人 隅 哲也

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十月十八日をもって、責任役員の数全員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月三十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

香川県仲多度郡まんのう町帆山一七七番地

正圓寺
清算人 岩倉 節夫

解散公告(第二回)

当法人は、福岡県知事の認可により、令和七年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月三十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

福岡県筑後市大字羽犬塚五四七番地

医療法人石井内科医院
清算人 石井かほる

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに群馬県知事の認可により、令和七年十一月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

群馬県前橋市広瀬町三丁目六番地の六

医療法人澤渡内科循環器科医院
清算人 澤渡 誠志

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年十二月十五日茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

千葉県柏市柏五丁目八番一五号(株式会社アーバンプランテック内)

阿見町荒川本郷第二土地区画整理組合
代表清算人 寛田 廣明

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十二月四日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

(登記簿上の主たる事務所)

岐阜県中津川市中津川二〇五〇番地の一
宗教法人御嶽教三吉中津川市教会

清算人 弁護士 森本 真仁
連絡先 岐阜県多治見市金山町五一 金山ビル三階 水野・森本法律事務所

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年八月十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府保健所長の認可により、令和七年十二月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪府平野区長吉六反三丁目二一番一三号

医療法人佐々木産婦人科医院
清算人 佐々木 隆

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年九月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

大阪府枚方市養父西町三二番八号

医療法人おがわファミリークリニック
清算人 尾川 裕史

解散公告(第三回)

当組合は、平成三十一年一月十七日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日

熊本県菊池市旭志新明字登里肥一〇二三番地

農事組合法人新明養豚生産組合
清算人 坂田 正邦

公益信託熊日文化スポーツ基金第三十三期決算公告

一、事業概要
熊本県民による文化、芸術、スポーツ等の各分野における活動の助成や人材の育成に対する助成
助成金・奨励金 二九件 三四〇万円
二、財産目録 令和七年十月三十一日現在
資産合計 六九、三一八、四四〇円
負債合計 〇円
正味信託財産 六九、三一八、四四〇円
令和八年二月二日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託熊日文化スポーツ基金
受託者 三井住友信託銀行株式会社